個別労働紛争解決制度の利用状況

- 平成21年度の利用状況について-

岡山労働局では、平成21年度の個別労働紛争解決制度の利用状況をとりまとめた。その概要は次のとおりである。

「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」施行状況 ~平成21年度~

1. 総合労働相談件数 岡山局 15,314件 ※ 5.0%減

(全 国 1,141,006件 ※ 6.1%増)

2. 民事上の個別労働紛争相談件数 岡山局 3,325件 ※ 8.2%増

(全 国 247,302件 ※ 4.3%増)

3. 助言•指導申出件数 岡山局 66件 ※33.3%減

(全 国 7,778件 ※ 2.4%増)

4. あっせん申請受理件数 岡山局 95件 ※32.1%減

(全 国 7.821件 ※ 7.5%減)

【 ※増加率は、平成20年度実績と比較したもの。】

県内の総合労働相談コーナーにおける相談件数は 15,314 件(対前年 814 件減、5.0%減)

その90%が労働条件に関する相談となっている。

リーマンショックの影響を受けた平成 20 年度下半期は相談件数が大幅に増加したが、平成 21 年度に入ってからは一応の落ち着きを見せている。

○ 民事上の<u>個別労働紛争に係る相談件数は 3,325 件</u>(対前年 251 件増、8.2%増) パート・アルバイト、期間契約社員等の非正規労働者からの相談が引き続き増加して いる。

依然として解雇、いじめ・嫌がらせ、労働条件引下げに係る相談が多いが、労働条件引下げについては増加傾向にある。

労働者の家族他当事者以外の第三者からの相談が増加している。

- 助言・指導申出件数 66 件(対前年 33 件減、33.3%減)解雇は減少したが、労働条件引下げ、いじめ・嫌がらせが増加している。助言・指導を行ったもののうち 77.3%が解決(一部解決を含む)している。
- あっせん申請受理件数は 95 件(対前年 45 件減、32.1%減)

解雇、労働条件の引下げ、いじめ・嫌がらせ等労働に関係するさまざまな紛争に関するあっせん申請が寄せられているが、55 件、57.9%が何らかの合意解決に至っている。あっせん申請があったもののうち 81 件、85.3%が 1 ヶ月以内に処理を終了している。

となっており、個別労働関係紛争の簡易・迅速な解決手法として利用されている。

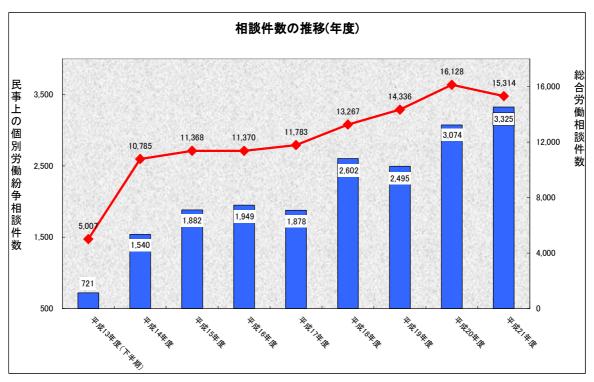
また、平成21年4月からは、すべての労働基準監督署に総合労働相談コーナーを設置し、対応に努めている。

1. 相談受付状況

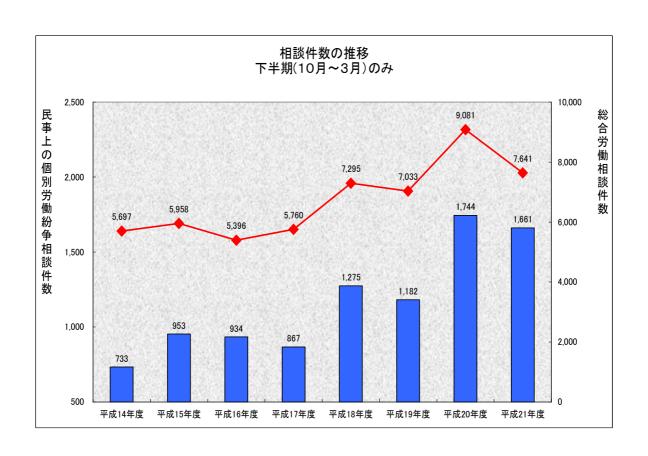
岡山労働局では、労働局を始めすべての労働基準監督署に、労働問題に関するあらゆる相談にワンストップで対応するための総合労働相談コーナーを設置しているところであり、平成21年度1年間に寄せられた相談は15,314件と平成20年度比で814件減少した。率では5.0%の減少であった。

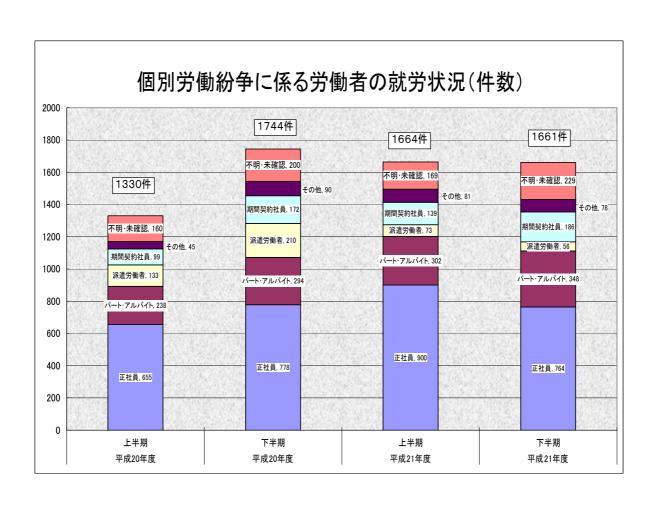
このうち、労働基準法上の違反を伴わない解雇、労働条件の引下げ等のいわゆる民事上の個別労働紛争に関するものが3,325件であり、平成20年度比で251件増加した。率では8.2%の増加であった。

平成20年度下半期には、総合労働相談と民事上の個別労働紛争のいずれも大幅に増加 したが、平成21年度に入って落ち着きを見せている。





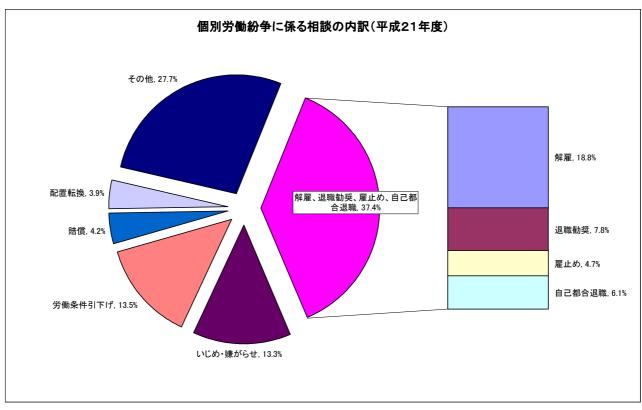


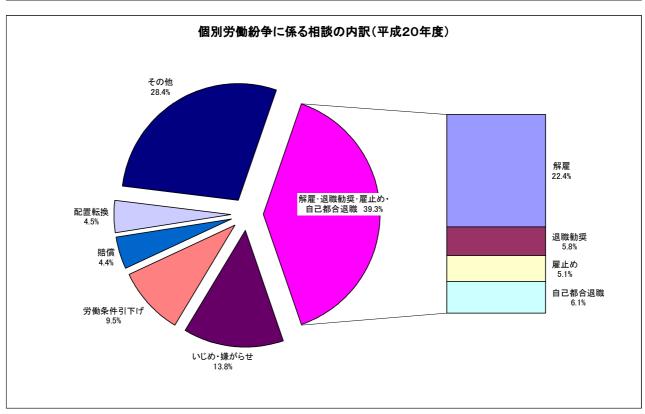


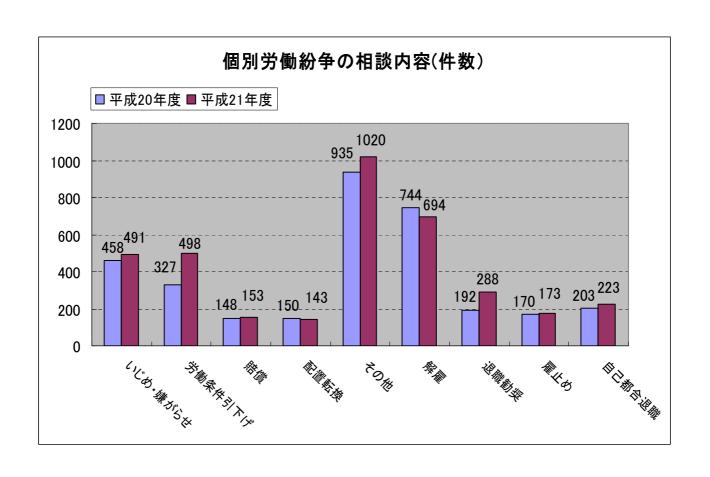
2. 個別労働紛争相談の状況

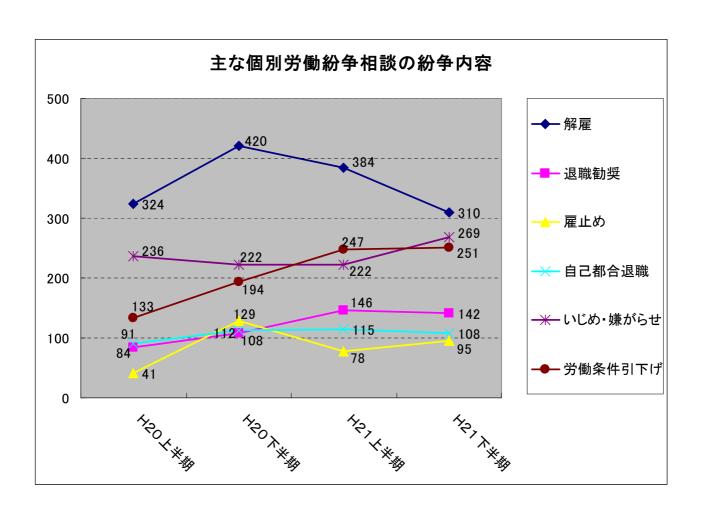
平成21年度の民事上の個別労働紛争に係る相談は、解雇ほか労働契約の終了時に係る相談が多く、全体の4割弱を占めている。内訳の詳細については分類不能のその他を除くと、解雇に関するものが最も多く18.8%、労働条件の引下げが13.5%、いじめ・嫌がらせが13.3%と続いており、退職勧奨、労働条件の引下げに関するものの割合が増加したが、解雇に関するものの割合は減少となった。

(個別労働紛争に係る相談の内訳)





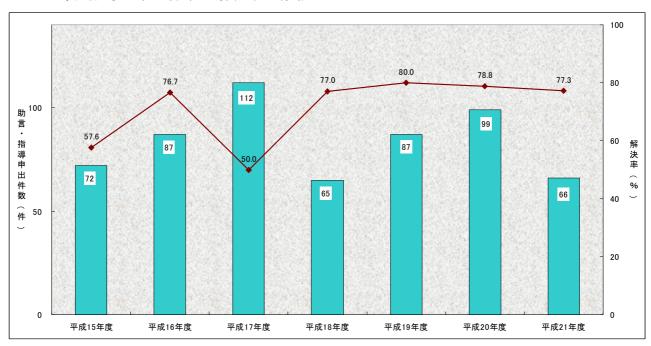




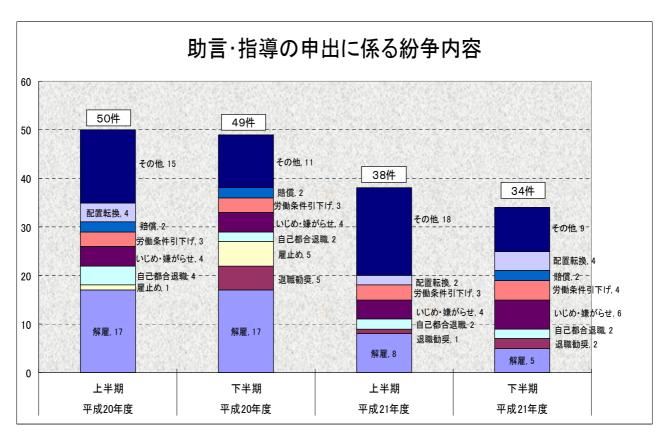
3. 個別労働紛争の解決状況

(1) 助言·指導

ア 助言・指導の申出件数と解決率の推移



イ 助言・指導の申出に係る紛争内容



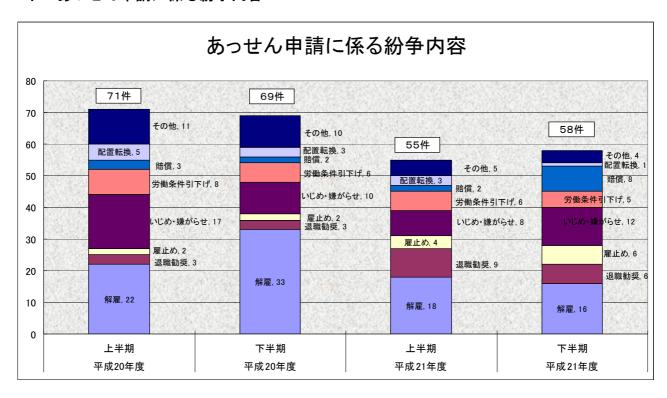
※ 紛争内容が複数の項目に係る場合があり、助言・指導申出件数とは一致しない。

(2) あっせん

ア あっせん申請の受理件数と解決率の推移



イ あっせん申請に係る紛争内容



※ 紛争内容が複数の項目に係る場合があり、あっせん申請受理件数とは一致しない。